3　前二項に規定する指定許認可等とは、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号（定義）に規定する許認可等をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該許認可等を受けようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しないことが同条第一号に規定する法令において当該許認可等の要件とされているもののうち国税庁長官が指定するものをいう。

4　国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

（随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用）

第一条の五　第一条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定は、法第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する法第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等（法第七十九条第二項第三号（差押えの解除の要件）に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。）をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同条第二項中「の入札等をしようとする者は」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者は」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と読み替えるものとする。

2　第一条の四（最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合）の規定は、法第百九条第四項において準用する法第百六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書（調査の嘱託）に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第一条の四第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは、「を随意契約により買い受けさせようとした者」と読み替えるものとする。

（不動産の売却決定期日）

第一条の六　法第百十三条第一項（不動産等の売却決定）に規定する財務省令で定める日は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの期間内で国税局長、税務署長又は税関長が指定する日（法第百六条の二（調査の嘱託）（法第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定により調査を嘱託した場合であつて、同日までにその結果が明らかでないときは、その結果が明らかになつた日）とする。

一　公売期日等（法第百十一条（動産等の売却決定）に規定する公売期日等をいう。次号において同じ。）から起算して七日を経過した日

二　公売期日等から起算して二十一日を経過した日

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

（国税徴収法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　国税徴収法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

○財務省令第二十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第一条の三」を「第一条の五」に改める。

第三条の十七第十三項中「第十九条の十の五第十一項第一号イ」を「第十九条の十の五第十二項第一号イ」に改める。

第三条の十八第十六項第二号中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同号イ中「及び次項」及び「（当該外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該法人番号通知書及びその受託をした各適格外国証券投資信託の金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書又はこれに類するもの）」を削り、同号ロ中「当該外国法人の第九項に規定する書類（「を「外国法人確認書類（官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（当該外国法人の名称の記載のあるもので、特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）をいい、」に改め、「(2)に掲げるものを除く）の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三十三項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第十八項、第十九項及び第二十一項」を「第十七項、第十九項、第二十項及び第二十二項」に改め、同項の表第十四項第六号及び第七号、第十六項並びに第十八項の項中「並びに第十八項」を「、第十七項並びに第十九項」に改め、同表第十九項第二号の項中「第十九項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同表第十九項第三号イの項中「第十九項第三号イ」を「第二十項第三号イ」に改め、同表第二十一項の項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「第三条第二十三項」を「第三条第二十四項」に、「第二十三項」を「、第二十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第三条第二十一項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第三条第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第三条第二十一項」を「第三条第二十二項」に改め、同項第三号中「第二十二項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第三条第二十項」を「第三条第二十一項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第三条第十九項」を「第三条第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三条第十九項」を「第三条第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第三条第十八項」を「第三条第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三条第十八項」を「第三条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「非課税適用申告書又は法第五条の二第十二項第一号若しくは第三号に定める申告書」及び「非課税適用申告書又はこれらの規定に定める申告書」を「非課税適用申告書等」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「（当該非居住者又は外国法人が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称、住所等及び個人番号又は法人番号並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る法第五条の二第二項の記載）」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。